令和８年度版

おかえりなさいも、はじめましても、ずっと住むあなたにも



# 南砺で始める新しい暮らしを応援します！



※各補助金には、本パンフレットに記載された内容のほか、所定の要件があります。
詳しくはQRコードから市のホームページをご確認いただくか、各担当課までお問合せください。

政策推進課 0763-23-2052　都市整備課 0763-23-2060　市民協働課 0763-23-2037

住まいの支援

## 市内の物件を探す



### 1. 南砺市不動産バンク

担当：都市整備課

市が運営する南砺市不動産バンクでは、市内の空き家や空き地の情報を掲載しています。
気になる物件が見つかりましたら、各物件情報ページに記載の不動産会社に直接お問合せください。（※市は契約交渉には関与しませんのでご了承ください）

## 市内の賃貸住宅に住む

### 2. 民間賃貸住宅居住補助金

担当：政策推進課

**最大72万円**　34歳以下の方を含む世帯限定

アパートや貸家など **民間賃貸住宅** の家賃の一部を補助します。

**対象者**　令和７年３月１日以後に市内の民間賃貸住宅に入居し、市に住民登録がある方
✓賃貸借契約の名義人で、世帯に34歳以下の方が含まれていること
✓入居から１年以内に指定申請を行うこと

**補助金額**　支払った家賃月額の**１／２（上限２万円／月）× 最長３年間**

### 3. 不動産バンク活用促進事業補助金

担当：都市整備課

年齢制限なし　不動産バンク利用者登録必須

市が運営する **「不動産バンク」に登録された賃貸物件** の家賃を補助します。

**家賃補助金　最大72万円**

**対象者**　不動産バンクに賃貸借物件として登録された空き家を借り、１年以上居住した方
**補助金額**　支払った家賃月額の**１／２（上限２万円／月）× 最長３年間**

**短期家賃補助金　最大５万５千円**

**対象者**　不動産バンクに賃貸借物件として登録された空き家を借り、3カ月～1年未満居住した方
**補助金額**　支払った家賃月額の**１／２（上限５千円/月）× 最長11カ月**

# 市内で住宅を取得する

## 4. 定住奨励金

担当：政策推進課



### 新築奨励金 最大250万円

年齢制限なし

**新築住宅** の取得費用を補助します。

**対 象 者** 市内で新築住宅を取得し、取得した住宅に住所を定めた方
- ✓住宅の床面積が50㎡以上であること
- ✓住宅用地の登記地目が「宅地」であること
- ✓土地の登記名義人が申請者本人又は申請者の２親等以内の直径親族であること

**奨励金基本額** 土地・住宅の取得費の５％（上限100万円）

さらに加算あり

| | | |
|---|---|---|
| 市内業者利用 | 市内に事業所がある建築会社との契約による新築工事 | ＋10万円 |
| 南砺Uターン | 申請者が義務教育終了時点で通算５年間市に住民登録があり、市外転出を経て再び市に転入 | ＋20万円 |
| 実家近居 | 申請者またはその配偶者の実家と同一行政区内での新築住宅の取得 | ＋20万円 |
| 山間過疎地域 | 南砺市山間過疎地域振興条例第２条第１号に該当する地域での新築 | 基本額を1.5倍or２倍 |

## 5. 空き家利活用事業費補助金

担当：都市整備課

### 中古住宅購入補助金 最大140万円

不動産バンク登録物件の場合は８.と併用ができます

年齢制限なし



**中古住宅** の購入費用を補助します。

**対 象 者** 市内の中古住宅を取得し、取得した住宅に住所を定めた方
- ✓住宅の床面積が50㎡以上であること
- ✓住宅用地の登記地目が「宅地」であり、申請者本人が土地の登記名義人であること

**補助金基本額** 土地・中古住宅の取得費の20%※（上限60万円）

※R7.3.31以前に契約したものは補助率10%

さらに加算あり

| | | |
|---|---|---|
| 南砺Uターン | 申請者が義務教育終了時点で通算５年間市に住民登録があり、市外転出を経て再び市に転入 | ＋20万円 |
| 山間過疎地域 | 南砺市山間過疎地域振興条例第２条第１号に該当する地域での新築 | 基本額を1.5倍or２倍 |

住まいの支援

# 市内の住宅をリフォームする

## 6. 定住奨励金

担当：政策推進課



### リフォーム奨励金 最大100万円

年齢制限なし　転入者を含む世帯限定

市外からの **転入者と多世代同居** するためのリフォーム費用を補助します。

**対 象 者** 市外からの転入者と同居するため、総額50万円以上のリフォームや増築工事をした方
- ✓転入者の転入の日の前後１年以内に契約した工事であること
- ✓転入者と３親等以内の親族宅であり、2世代以上の多世代で居住していること

**奨励金額** 住宅の改修・増築工事費の **１／５（上限60万円）**

さらに加算あり

| | | |
|---|---|---|
| 市内業者利用 | 市内に事業所がある建築会社との契約による新築工事 | ＋10万円 |
| ３世代同居 | 3世代以上の同居（各世代は単身でもOK） | ＋30万円 |

## 7. 空き家利活用事業費補助金

担当：都市整備課

### 相続空き家リフォーム補助金 最大160万円

年齢制限なし

**相続した空き家** のリフォーム費用を補助します。

**対 象 者** 空き家となっている住宅を相続し、総額50万円以上のリフォーム工事をした方
- ✓相続した住宅に住所を定めた日の前後１年以内に契約した工事であること

**補助金額** 住宅の改修工事費の **１／２（上限150万円）**

さらに加算あり

| | | |
|---|---|---|
| 市内業者利用 | 市内に事業所がある建築会社との契約による新築工事 | ＋10万円 |

## 8. 不動産バンク活用促進事業補助金

担当：都市整備課

### 購入住宅改修等補助金 最大150万円

5.と併用ができます

年齢制限なし　不動産バンク利用者登録必須

市が運営する **「不動産バンク」に登録された物件** のリフォーム費用を補助します。

**対 象 者** 不動産バンクに登録された空き家を購入し、改修、増築または修繕工事をした方
- ✓売買契約締結日から１年半以内に工事と支払を完了すること

**補助金額** 改修・増築・修繕工事費の **１／２** 市内業者が施工する場合は **上限150万円**
（市外業者による施工は **上限50万円**）

生活の支援

## 9. 奨学金返還支援金

担当：政策推進課



**最大120万円**

34歳以下の方限定

市内に定住する若者の、奨学金の返還を支援します。

**対 象 者** 令和５年４月１日以後に奨学金の返還を開始し、市に住民登録がある方
- ✓市に６か月以上継続して定住しており、引き続き５年以上定住する意志があること
- ✓認定申請年度の４月１日現在で34歳以下であること

※認定申請は「市に６か月定住」または「奨学金の返還開始」のいずれか遅い日から１年以内に行う必要があります。

**支援金額** 市内中小企業に就職した方

毎月の**返還額（上限２万円／月）× 最長５年間　最大120万円**

上記以外の方

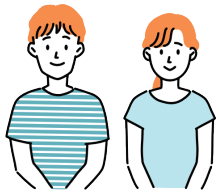
毎月の返還額の**１／２（上限１万円／月）× 最長５年間　最大60万円**

## 10. 結婚新生活支援事業

担当：市民協働課

**最大60万円**

39歳以下の方限定　所得制限あり



新婚世帯の、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援します。

**対 象 者** 令和８年１月１日から令和９年３月31日までに婚姻された夫婦
- ✓婚姻時の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ✓令和７年中の夫婦の合計所得が500万円未満であること

**補助金額** 令和８年４月１日から令和９年３月31日までに支出した以下の費用の**合計額**

①住宅賃借費用　②引越事業者等への支払費用　③リフォーム費用

上限　夫婦ともに29歳以下の場合は一世帯あたり**60万円**

上記以外は**30万円**

※①～③の費用を支払ったことを証するもの（領収書等）と、令和８年度所得証明書（令和７年中の所得を証明するもの）が必要です。

**申請期間** 令和８年６月１日から令和９年３月31日まで



**南砺で一緒に暮らしませんか？**
**まずはお気軽にお問合せください！**

●発行元
南砺市 総合政策部 政策推進課　〒939-1692 富山県南砺市荒木1550
Tel 0763-23-2052　Mail nananto@city.nanto.lg.jp

南砺市移住ガイド「ななとなんと」

